

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家利用細則

制定 平成18年4月1日

改正 平成26年9月3日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家(以下「交流の家」という。)の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則(平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-1号)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(利用の申し込み)

第2条 交流の家を利用しようとする者は、所定の申込書を利用開始日の2ヶ月前までに所長に提出するものとする。

(利用の承諾の通知)

第3条 前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(禁止事項)

第4条 交流の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とする活動

(利用者の入・退所等)

第5条 利用者の入・退所等時間は、原則として9時から16時までの間とする。

2 利用者は、交流の家の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第6条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第7条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第8条 利用者の食事は交流の家において定める献立により行うものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

第9条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第 10 条 利用者は、故意又は重大な過失により交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第 11 条 利用者は、交流の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第 12 条 所長は、交流の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 3 条の承諾を取り消すことができる。

- 一 第 4 条各号及び第 11 条第 1 項に違反するおそれがある場合
- 二 その他所長が特に必要と認めた場合

(キャンセルポリシー)

第 13 条 所長は、交流の家を利用する団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、次回以降、2 年間、利用を承諾しないことができる。ただし、所長が認める場合は、この限りではない。

- 一 50 名以上で利用の申し込みをしている団体が、利用開始日から起算して 2 ヶ月前にあたる日以降からのキャンセル
- 二 50 名以上で利用の申し込みをしている団体が、50 名以上または利用申し込み人数に対して 3 割以上の利用者数の減少となった場合

(雑則)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については所長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名称を「国立赤城青少年交流の家利用規則細則」から「国立赤城青少年交流の家利用細則」に改め、この細則を平成 26 年 9 月 3 日から施行する。